

# 2017年のドイツ連邦議会選挙と 極右ポピュリズム政党の議会進出

星 野 智\*

## **The German Federal Election of 2017 and Entering Parliament of the Populist Radical Right Party**

HOSHINO Satoshi

The year 2017 was epoch-making in the history of postwar German politics. The grand coalition of governing parties of CDU/CSU and SPD suffered losses in federal parliamentary election and the right-wing populist party Alternative for Germany (AfD) entered parliament as the third party. AfD that was established in 2013 turned from an initial single issue anti-Euro party into radical right-wing party. This article examines its success in the 2017 general election for the German Bundestag and its background and the process of radicalization by analyzing AfD's platforms and election manifest.

キーワード：AfD, 極右ポピュリズム政党, 難民, 難民危機, 移民, 連邦議会選挙, CDU/CSU, SPD, 緑の党, 左翼党, イスラム

### 【目次】

- はじめに
- I 2017年の連邦議会選挙と政党政治
- II AfDの綱領の変遷にみる極右化のプロセス
- III 極右ポピュリズム政党(AfD)の急進化と連邦議会への進出の要因
- おわりに

---

\* 中央大学法学部教授

## はじめに

戦後のドイツ政党政治において 2017 年は歴史的な大転換の年であったといっても過言ではない。2017 年の連邦議会選挙の結果、戦後のドイツ政治を牽引してきたキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) が政権党として大連合政権を維持したとはいえ、極右ポピュリズム政党である「ドイツのための選択肢」(AfD) が戦後初めて連邦議会で議席を獲得したからである。ドイツの極右政党の議会進出をみると、これまで国家民主党 (NPD) が 2006 年にメクレンブルク・フォアポンメルンの州議会選挙で 6 議席、2007 年のブレーメン州議会選挙で 1 議席を獲得したように、いくつかの地方や州レベルの議会選挙では進出がみられたものの、連邦レベルでは成功を収めた極右政党は存在しなかった。しかし現在、ドイツにおいても AfD の連邦議会への進出によって、他のヨーロッパの自由民主主義諸国と同様に、国政レベルに極右ポピュリズム政党が進出する時代が到来したことになる。このことは従来のドイツの政党システムや連立政権のあり方にも大きな影響を与えている。

2013 年に設立された AfD は、同年の連邦議会選挙では、得票率が 4.7% で議席の配分に必要な 5% を獲得できなかったが、2014 年の欧州議会選挙では 7.1% の得票率を得て 7 議席獲得し、同年の州議会選挙では、ブランデンブルク州で 12.2%、ザクセン州で 9.7%、チューリンゲン州で 10.6% の得票率を得た。さらに 2015 年の難民危機の翌年に行われた州議会選挙では、バーデン・ヴュルテンブルク州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン・アンハルト州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ベルリン州ではいずれも二桁の得票率を得た。

そして 2017 年の連邦議会選挙において、AfD は新党にとっては議席獲得のためのハードルが高いとみなされてきた 5% の阻止条項をはるかに突破する 12.6% の得票率を得て連邦議会で 94 議席を獲得したのである (表-1 参照)。本稿では、2017 年の連邦議会選挙で躍進した AfD の急速な極右化の過程とその背景について党綱領とその中核となる政治的争点の検討を通じて解明したい。

## I 2017 年の連邦議会選挙と政党政治

2013 年に設立された AfD は、当初は、経済の専門家から成る「教授政党」という公的なイメージをもった政党として出発し、政治イデオロギーの面ではリベラル保守的な政党あるいは中道右派的な政党という色彩を濃くしていた<sup>1)</sup>。一般に、新党の成立は、社会状況や利益構造が変化して新しい社会層が形成され、それらの利益を集約する形で登場するか、あるいは既存の政党から特定の政策や争点を切り取った形で登場するという 2 つのパターンが考えられる。この

1) この点については、星野智「ドイツにおける極右ポピュリスト政党の台頭」(『中央大学社会科学研究所年報』第 20 号、2016 年) 参照。

表-1 ドイツ連邦議会の比例票の得票率

	(単位：%)			
	2005	2009	2013	2017
CDU, CSU, SPD	69.5	56.8	67.2	53.5
小政党	30.5	43.2	32.7	46.4
FDP	9.8	14.6	4.8	10.7
左翼党	8.7	11.9	8.6	9.2
緑の党	8.1	10.7	8.4	8.9
AfD			4.7	12.6
その他	3.9	6.0	6.2	5.0

出所：David F. Patton, The Race for Third, Small Parties in the 2017 Bundestag Election, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 1, 2018, p.53.

点からみると、AfDには設立当初より、右翼的なポピュリズムを志向する人々が含まれていたとはいえ、多くの指導的な人物が中道右派陣営のCDUかFDP（自由民主党）を母体としていたことから、既存の政党の特定の利益構造あるいは争点を切り取った形で登場してきたといえる。その政治的な立場は、基本的にはメルケル首相が率いるCDUの中道右派政策に反対し、EU懐疑主義と共通通貨ユーロへの反対という点に焦点を当てていた。

しかし、AfDは設立当初より、いくつかのイデオロギー的な潮流を抱えていたことも事実であり、設立後に極右ポピュリスト政党としての性格を顕在化していった背景にはこうした党内の複雑な状況があったといえる。一方において、2015年に離党したルッケと他のAfDの指導者たちは極右主義とポピュリズムへの絶えざる「公的な」拒絶を提示し、自らを右派リベラル勢力と主張していたものの、しかし他方において、AfDは極右ポピュリズム政党という特徴をもち、ユーロ圏からの離脱とドイツマルクの再導入を呼びかけていることからドイツマルク・ナショナリズムを推進していたことも事実である<sup>2)</sup>。こうしてみると、設立当初よりAfDはイデオロギー的には異質な要素が共存する政党であった。AfDの党内の潮流を大きく分けると、B・ヘッケの極右的潮流、A・ガウラントに代表される右派ポピュリズム的な潮流、そしてF・ペトリに代表された国民保守派の潮流である<sup>3)</sup>。そして、これらの潮流のなかで、2017年の連邦議会選挙後、B・ヘッケに代表される極右的な志向をもつ「フリューゲル」(Flügel)と呼ばれる党内派閥がガウラントの潮流の支持を受けながらAfDのさらなる極右化を推進することになる。

2013年の連邦議会選挙では、AfDは4.7%の得票率で議席を獲得することはできなかったが

2) Lars Rensmann, Radical Right-Wing Populists in Parliament, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No.3, 2018, p.45. 以下, Rensmann (2018).

3) Karl-Rudolf Korte und Jan Schoofs (Hrsg.), *Die Bundestagswahl 2017*, Springer, 2019, S/261. 以下, Korte (2019). F・ルホゼによれば、AfDの3潮流は、保守主義的なCDUを代表する潮流、B・ヘッケの「フリューゲル」派、そしてルッケの穏健派となっている (Fedor Ruhose, *Die AfD im Deutschen Bundestag*, Springer, 2019, S. 6.). 以下, Ruhose (2019).

(表-1 参照), 翌年の欧州議会選挙では得票率7.1%で7議席獲得した。そして2017年の連邦議会選挙では, 12.6%の得票率で94議席を獲得した<sup>4)</sup>。キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)の両政党は, 連邦議会での議席の大幅な減少に悩み, 両党の合計得票率は53.5%と1976年の連邦議会選挙以来最小のものとなった(表-1参照)<sup>5)</sup>。SPDがCDU/CSUとの大連立政権には消極的な姿勢を示したために, CDU/CSUとしては, FDPと緑の党との黒・黄・緑の“ジャマイカ連合”かSPDとの大連合の継続という選択肢が残されたが, 最終的に大連合政権の継続となった<sup>6)</sup>。このCDU/CSUとSPDの大連合政権樹立までには連立協議が進展せず171日というこれまでにない長い時間を費やすことになった<sup>7)</sup>。

そしてAfDは, 野党のなかで最大の得票数を獲得して連邦議会の第3政党となった。この選挙においては, 2015年以降の難民危機の問題が依然として国民的な論議を形成した。その意味では, 難民危機の問題が2017年の連邦議会選挙の結果を大きく左右したといっても過言ではない<sup>8)</sup>。メルケル首相は, 2015年夏にハンガリーに到着した難民のためにドイツ国境を開放し続ける決定を行ったが, この決定は移民に批判的な従来のCDU/CSUの立場から逸脱するものであったために, 政権党のCDU/CSU内部からも批判が巻き起こった。このようなメルケル政権の移民に親和的な政策は, 難民危機以前から移民に批判的なCDU/CSUの支持者の離反を招くと同時に, AfDは少なくともこれらの離反者の支持を取り付けることに成功したのである<sup>9)</sup>。

この点, 当時B・ルッケの穏健派が離党し分裂の危機に瀕していたAfDにとっては, 2015年以降に深刻化しつつあった難民危機が予期しない「触媒」となったことは事実であろう。実際, 右派寄りのA・ガウラント自身がこの難民危機を「贈り物」(Geschenk)という言葉で表現し

4) 2017年の連邦議会選挙に関しては, Korte (2019), Thomas Poguntke and Lucy Kinski, *Germany*, in: *European Journal of Political Research Political Data Yearbook*, 57, 2018. 以下, Poguntke/Kinski (2018), Hilmer, R., und J.Gagné, Die Bundestagswahl 2017: GroKo — ohne Alternative für Deutschland, in: *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, H2, SS.372-406, Benyamin Ziani, *Die AfD bei der Bundeswahl 2017. Erfolg mit ihrer Positionierung bei der Flüchtlingsfrage ab2015?*, GRIN, 2019. 以下, Ziani (2019) を参照。

5) Frank Decker and Philip Adorf, Coalition Politics in Crisis?, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 2, 2018, p.22. 以下, Decker and Adorf (2018). 因みに, CDU/CSUとSPDの合計得票率は, 2013年は67.2%, 2009年は56.8%, 2005年は69.4%, 2002年は77%, 1998年は76%であった。

6) Clay Clemens, The CDU/CSU's Ambivalent 2017 Campaign, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 2, 2018, p.64.

7) Decker and Adorf (2018), p.18. 因みに2013年の大連合政権では政権樹立までに86日かかった。

8) Korte (2019), S. 3.

9) Matthias Mader and Harald Schoen, The European refugee crisis, party competition, and voter's responses in Germany, in: *West European Politics*, Vol.42, No. 1, 2019, p.68. 尚, 2015年のドイツへの大量移民とAfDに関しては, ダグラス・マレー『西欧の自死』(中野剛志解説・町田敦夫訳, 東洋経済新報社, 2018年)を参照されたい。

ていることから、AfDにとってはまさに選挙での成功に導いた大きな要因の1つであった<sup>10)</sup>。移民・難民問題は連邦議会選挙運動の期間を通じて大きな争点の1つであり続けた。

例えば、2017年の連邦議会選挙の運動が高揚した段階では、移民に関連した争点がメディアの脚光を浴びた。例えば、CDUのメルケルとSPDのシュルツの間のテレビ討論では、97分間の時間のうちほぼ40分が移民、難民、イスラムに関するものであった。最も議論された4つの話題は、移民と強制送還、トルコ問題、テロリズムと安全保障、そしてイスラムに関するものであった。こうした論点はポピュリスト的な要求を代表しているAfDに有利に働いた<sup>11)</sup>。

難民危機の問題が選挙に与えた影響という点については、2016年の州議会選挙においてその傾向が顕著に反映されていた。メルケル政権の難民政策を州議会選挙で上手く利用したAfDは、この年の州議会選挙では、バーデン・ヴュルテンブルク州で15.1%、ラインラント・プファルツ州で12.6%、ザクセン・アンハルト州で24.3%、メクレンブルク・フォアポンメルン州で20.5%、そしてベルリンで14.2%をそれぞれ獲得したからである（表-2参照）。さらに2016年12月にベルリンでイスラム・テロ事件が発生し、これら一連のことがAfDにとっては2017年の連邦議会選挙において有利に働く要因ともなった<sup>12)</sup>。

さて、連邦議会選挙に先立って2017年に実施された州議会選挙では、ザールラント州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダー・ザクセン州の4つの州議会選挙で投票率の増加がみられた。例えばザールラント州では、8.1%増加して69.7%となり、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、1990年以来最も高い投票率を記録した（5.6%上昇して65.2%）<sup>13)</sup>。したがって、AfDの支持率は徐々にではあるが州議会レベルにおいて増加していき、連邦議会選挙で一挙に拡大したのである。

その意味で、2017年の連邦議会選挙はドイツの政党システムに動揺を与えることになった。この選挙で大連合政権を維持してきたCDUとSPDは完敗した。CDU/CSUは最大の会派を維持したにもかかわらず、比例投票では32.9%で前回よりも8.6ポイント減少して236議席、SPDは20.5%を獲得したものの前回よりも5.2ポイント減少して153議席にとどまった。これに対して、2013年の連邦議会選挙では、5%条項を突破できなかったAfDとFDPは10%以上の得票率を獲得した。12.6%の得票率で94議席獲得して第3政党となったAfDにとっては、この結

---

10) A・ガウラントは、「この危機がわれわれへの贈り物であるといわれている」とし、「その危機はきわめて有益だ」と述べている（Der Spiegel 12.12.2015）。このことから、この「贈り物」がなければAfDの極右ポピュリズムは政治的な舞台から消え去っていたという命題が提起された（Korte (2019) S.211）。この命題に関して、Korteは、AfDの成立を厳密に分析すれば根拠のないものであるとしている。

11) David F. Patton, The Race for Third, Small Parties in the 2017 Bundestag Election, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 1, 2018, p.57. 以下, Patton (2018).

12) Poguntke/ Kinski (2017), p.107.

13) Poguntke/ Kinski (2018), p.108.

表-2 2013 年以降の AfD の選挙結果

(単位：%)

	連邦議会選挙	欧州議会選挙	州議会選挙
2013 年	4.7		ヘッセン 4.1
2014 年		7.1	ブランデンブルク 12.2 ザクセン 9.7 テューリンゲン 10.6
2015 年			ハンブルク 6.1 ブレーメン 5.5
2016 年			バーデン・ヴュルテンブルク 15.1 ラインラント・プファルツ 12.6 ザクセン・アンハルト 24.3 メクレンブルク・フォアポンメルン 20.5 ベルリン 14.2
2017 年	12.6		ザールラント 6.2 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン 5.9 ノルトライン・ヴェストファーレン 7.4 ニーダー・ザクセン 6.2

出所：Frank Decker and Philipp Adorf, Coalition Politics in Crisis? The German Party System before and after the 2017 Federal Election, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 2, 2018, p.12.

果はもちろん 2013 年に設立されてからの驚嘆すべき勝利であった。AfD の党首候補のひとりの A・ガウラントは選挙後に党の支持者の前に行き、AfD は新政府とメルケルを「狩る」だろうと確約した<sup>14)</sup>。他方、左翼党と緑の党は、それぞれ 9.2% と 8.9% 獲得して基本的にそれぞれの得票を維持した (表-3 参照)。

第 19 期ドイツ連邦議会は 709 名の議員によって構成され、超過議席と補正議席が多くなったことでこれまででもっとも議席数が多い議会となった。連邦議会の定数は 598 議席であるので、そのうちの半数である 299 議席は小選挙区で選出される。CDU/CSU と SPD の敗北した 2017 年の選挙においても、299 議席の小選挙区で多くの議席を獲得した一方、比例票では大幅にポイントを下したために、この両党は多くの超過議席を獲得することになった<sup>15)</sup>。

この選挙において大躍進を遂げた AfD は、ドイツの西部と東部でそれぞれ 10.7% と 21.9% 獲得し、全国で 12.6% の得票を得た。ザクセン州では、AfD は最初の投票で 27% 獲得した。西部での得票結果は、バイエルン州が 12.4%、バーデン・ヴュルテンブルク州が 12.2% であった一方、北部のハンブルクでは 7.8%、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では 8.2% であった。AfD

14) Thorsten Faas and Tristan Klingelhöfer, The more things change, the more they stay the same? The German federal election of 2017 and its consequences, in: *West European Politics*, Vol.42, No. 4, 2019, p.917.

15) 例えばザクセン州での獲得票は、AfD が 27% で、SPD が 10% であるが、SPD が小選挙区で多くの議席を獲得したために超過議席が多くなった。

表-3 2017年の連邦議会選挙結果（2013年との比較）

	小選挙区制投票			比例投票			議席	
	N	%	Δ	N	%	Δ	N	Δ
投票権者	61,688,484							
投票総数	46,976,341	76.2	+4.6	46,976,341	76.2	+4.6		
有効投票	46,389,615	98.8					709	+78
CDU/CSU	17,286,238	37.3	-8.0	15,317,344	32.9	-8.6	236	-65
SPD	11,429,231	24.6	-4.8	9,539,381	20.5	-5.2	153	-40
AfD	5,317,499	11.5	+9.6	5,878,115	12.6	+7.9	94	+94
FDP	3,249,238	7.0	+4.6	4,999,449	10.7	+6.0	80	+80
左翼党	3,966,637	8.6	+0.3	4,297,270	9.2	+0.6	69	+5
緑の党	3,717,922	8.0	+0.7	2,325,533	8.9	+0.5	67	+4
その他	1,422,850	3.0	-2.4	2,325,533	5.0	-1.2	0	0

出所：Thorsten Faas and Tristan Klingelhöfer, The more things change, the more they stay the same? The German federal election of 2017 and its consequences, in: *West European Politics*, Vol.42, No. 4, 2019, p.918.

は以前に支持されなかった約120万票を新たに獲得したが、それだけでなく CDU/CSU から89万票、SPD から47万票、そして左翼党から40万票を獲得した<sup>16)</sup>。こうして2017年の連邦議会選挙後、AfD は連邦議会と地方議会においても議席数を伸ばした（表-4 参照）。

表-4 ドイツの州議会、連邦議会、欧州議会でのAfDの議席数

	議会の議席数	
	2017年12月	連邦議会選挙後
ザクセン	9	14
ブランデンブルク	10	11
チューリンゲン	8	11
ハンブルク	7	8
ブレーメン	1	4
バーデン・ヴュルテンブルク	20	23
ザクセン・アンハルト	22	25
ラインラント・プファルツ	14	14
メクレンブルク・フォアポンメルン	13	18
ベルリン	23	25
ザールラント	3	3
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	5	5
ノルトライン・ヴェストファーレン	13	16
ニーダー・ザクセン	9	9
連邦議会	92	94
欧州議会	7	7

出所：Korte (2019), S.254 に追加修正を加えた。

16) Patton (2018), p.57.

## II AfD の綱領の変遷にみる極右化のプロセス

### (1) 2013 年綱領の特徴

2013 年の連邦議会選挙はメルケル政権のユーロ圏危機への対応に関する国民投票という意味合いをもっていた。それに対して、AfD の創立メンバーで CDU に不満を抱いていた A・ガウラントや B・ルツケは、EU 懐疑論を前面に掲げ、「2013 年選挙オルタナティブ」という組織を設立して選挙戦を戦った<sup>17)</sup>。しかし、AfD は議席獲得に必要な 5% 以上の得票を確保できなかった。

2013 年に設立された AfD の当初の綱領はわずか 4 頁で、その内容は、通貨政策、ヨーロッパ政策、法治国家性と民主主義、国家財政と租税、高齢者保護と家族、教育、エネルギー政策の 7 項目であった（表-5 参照）。綱領は、「マーストリヒト条約の失敗」への不満を表明し、第 1 にドイツはユーロ圏を離脱すべきであり、そのことは事実上共通通貨をやめることを意味している点、第 2 に AfD は欧州の財政的債務と「信頼の共同体」を諦めることを提起したこと、第 3 に AfD はヨーロッパ的な規模の統治から国家的な規模の統治と意思決定へとその権限を制度的に移行することを要求している点である。AfD は基本的に「財政移転連合（transfer union）や中央集権化されたヨーロッパ国家を絶対的に拒絶しているが、しかし、「ヨーロッパの共有された文化的遺産」を受け入れ、共通の欧州市場を支持している<sup>18)</sup>。

また統合政策では移民問題を取り上げ、「移民法の再編成」、「専門的知識を有し統合に積極的な移民」を求めていること、「政治的に迫害された者はドイツで庇護を受けることができる」こと、「庇護希望者はドイツで労働できる」ことなどを掲げていた。この点では、とりわけ移民排斥的な目標を掲げていたというわけではなかった。

表-5 AfD の 2013 年連邦議会選挙綱領  
(2013 年 4 月 14 日採択)

通貨政策
ヨーロッパ政治
法治国家性と民主主義
国家財政の租税
高齢者保護と家族
教育
エネルギー政策
統合政策

出所：AfD のホームページより筆者作成。

17) 星野智「ドイツにおける極右ポピュリスト政党の台頭」5 頁参照。

18) Rensmann (2018), p.48.



## (2) 2014年のAfDの欧州議会選挙のためのAfD綱領

この綱領に関してみると、2013年の綱領と比較して分量的な面で25頁にわたっており、かなり拡大したものとなっているのが特徴である（表-6参照）。2014年の欧州議会選挙を迎えるAfD内部の権力関係においては、依然としてルッケと新自由主義勢力を中心とした「教授チーム」（Professorenriege）が理論的な面においては優位な立場にあった。しかし他方では、ルッケたちの「教授チーム」はA・ガウラントとF・ペトリーに支持されていた急進派のB・ヘッケなどによって無力化されつつあった時期でもあった<sup>19)</sup>。そしてこの欧州議会選挙綱領が採択された2014年3月22日の党大会において、ルッケを党首とする提案が否決され、その後かれは離党することになる。したがって、ルッケの党内での影響力はこの時期までであり、その意味でこの綱領にはEU懐疑主義とEU統合に反対していた2013年綱領の特徴がそのまま継承されていた。

しかし、他面において、この綱領の移住・難民政策においては、反移民の立場が明確に打ち出されている。というのは、この綱領の「IV. 競争力と社会的EU」の章のIV.4は、「人間らしい移住・難民政策」となっており、そこではAfDは、「高齢者の生活保障や高度の専門職労働力の経済的な必要性が保証されるような制限付きの移住（Zuwanderung）を必要とする」<sup>20)</sup>としている一方、「AfDはドイツの社会システムへの移民（Einwanderung）は厳格に拒否する」としているからである。さらに綱領は続けて、「ドイツへの移住者（Zuwanderer）が職業上の収入、資産、生活費又は社会保障といった十分な手段を自由に利用できない場合は、母国に帰還しなければならない」<sup>21)</sup>としている。

このような反移民的な見解は、「社会福祉予算の過大な要求と社会福祉国家の浸食」<sup>22)</sup>という

表-6 AfDの2014年の欧州議会選挙のためのAfD綱領  
(2014年3月22日採択)

I.	前文
II.	EUは統一ユーロに脅かされている
III.	一層の民主主義とEU中心主義反対
IV.	競争力と社会的EU
V.	ドイツのための勇気

出所：AfDのホームページより筆者作成。

19) Hajo Funke, *Von Wutbürgern und Brandstiftern AfD-Pegida-Gewaltnetze*, Verlag für Berlin-Brandenburg, 2016, S.73. 以下, Funke (2016).

20) *Mut zu Deutschland. Für ein Europa der Vielfalt*, Programm der Alternative für Deutschland (AfD) für de Wahl zum Europäischen Parlament am 25. Mai 2014, S.15.

21) *Mut zu Deutschland*, S.15.

22) *Mut zu Deutschland*, S.15.

表-7 ドイツの福祉ショーヴィニズム (2010年と2016年)

(単位：%)

	2010年	2016年
“移民がドイツの国民経済に貴重な貢献をしている”	25.2	27.3
“移民は国民の保護制度の負担である”	37.4	38.2
“いずれでもない”	26.6	34.5
“回答拒否”	10.8	

出所：Marko Grdešić, Neoliberalism and Welfare Chauvinism in Germany, in: *German Politics and Society*, Vol.37, No. 2, 2019, p. 8.

福祉ショーヴィニズム的な主張と並行して主張されている<sup>23)</sup>。それまで移民の権利、庇護希望者、宗教的少数者の権利を批判することを回避してきた AfD が、この綱領においては、反移民の争点を明確に打ち出し、EU 懐疑論よりも重要な争点に位置づけようとしたのである<sup>24)</sup>。そして反移民のレトリックはまた東部と西部の州議会選挙のための綱領のなかで優位を占めはじめた。実際問題として、ドイツの有権者の間でも、移民がドイツに貢献したというよりも負担であるという見方が優っている (表-7 参照)。

AfD の福祉ショーヴィニズムに関してみると、その最もよい事例の 1 つは、東部ドイツのテューリンゲン州支部の指導者であるビョルン・ヘッケの 2017 年 5 月の演説に見いだされる。このなかでヘッケは特に近年における低所得部門の拡大と格差拡大において社会民主党の役割を非難する演説を利用した。ヘッケのレトリックには一見すると左翼党による演説も組み入れられていた。例えば、SPD は過去数十年間「グローバル化の 10% の勝者のための政策の実施に取り組んできた」という主張や、今日の社会民主主義政党は勤勉で儉約な人々の側に立つ政党ではなく、裕福で権力をもつ人々の側に立つ政党を代表しているという主張である。したがって、SPD の経済政策や福祉政策は、ヘッケによれば、他の連合政党のようにネオリベラルと同じである<sup>25)</sup>。

### (3) AfD の 2016 年の基本綱領

2014 年の欧州議会選挙のための綱領以後、2016 年の基本綱領に至るまでの間に AfD 内では派閥間の権力闘争が行われていた。2015 年にルッケが離党しその影響力が低下した後、AfD 内ではヘッケに代表される「フリュージェル」派が主導権を強めてきた。したがって、2015 年夏のルッケの失脚後、AfD が民族主義的・人種主義的・ドイツ国民的な極右政党へと転回する際、

23) AfD の福祉ショーヴィニズムに関しては、Marko Grdešić, Neoliberalism and Welfare Chauvinism in Germany, in: *German Politics and Society*, Vol.37, No. 2, 2019, SS. 1-22 を参照。

24) Rensmann (2018), p.49.

25) Philip Adrf, A New Blue-Collar Force, The Alternative for Germany and the Working Class, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 4, 2018, p.38.

その急進化の原動力となったのが、現在のテューリンゲン州の党代表であるB・ヘッケである<sup>26)</sup>。

そして、ルッケ失脚の背後にあってAfDのさらなる極右化において大きな役割を果たしたのが、2014年12月に設立されたAfD党員の連合体である“愛国的出発点”（Patriotische Plattform）と2015年3月にフューゲル派のAfD党員1500名によって署名された“エアフルト決議”（Die Erfurter Resolution）であった。“愛国的出発点”は、AfDにおける極右的な立場を貫徹するための闘争団体という性格をもち、その設立声明には以下のように記されている。「ドイツ民族はわが文化を担う人間の総体である。われわれはドイツ的なものを好み、ドイツ語を話す人、わが国に同化する人、ドイツ人として自己理解する人であるならば誰でも歓迎する。」<sup>27)</sup>そして“愛国的出発点”の構成員は、AfDをPEGIDAの運動の議会の手足とする意図をもっている<sup>28)</sup>。

他方、“エアフルト決議”は、“フリーゲル”派の組織的な強化を図る目的で作成された文書であり、いわば党内の極右勢力の結集軸という性格のものであった。その決議の内容は、以下のようなものである。

「AfDのプロジェクトは危機に瀕している。市民がわれわれを選択したのは、われわれが既成政党とは異なることを期待しているからである。今や、われわれが約束する選択肢を提示する代わりに、既成の政治的な混乱にますます順応する。……多くのわが党員はAfDを、常にあらゆる狭隘化の傾向に反対する、既成政党に対する根本的・愛国的・民主的な選択肢として、過去数十年間の社会的な実験（ジェンダーという主流、多文化主義、教育の自由など）に反対するわが民族の運動として、主権とアイデンティティのさらなる空洞化に反対する抵抗運動として、そして真理のための勇気と実際上の自由な発言権を有する政党として、理解している。」<sup>29)</sup>

---

26) Funke (2016), S.75. ルッケ派の敗北はその後に以下の3点においてAfDを大きく変容させた。(1) 政党の起源からの重大な逸脱、(2) 「経済的な専門家政党」から「墮落したエリート」に反対する運動政党への組織的な転換に沿った形での支配的な政党幹部の交替、(3) 綱領的イデオロギー的な「右派ナショナリスト的な転換」あるいは政党の「急進化」である (Rensmann (2018), p.46.)。

27) Funke (2016), S.75. <https://www.derfuegel.de/erfurter-resolution/>

28) Funke (2016), S.74. “愛国的出発点”の指導者であるハンス・トーマス・ティルシュナイダーは熱烈なPEGIDAのファンである。

29) Funke (2016), S.75. <https://www.derfuegel.de/erfurter-resolution/> この決議に最初に署名したAfDの有力な州代表は、B・ヘッケ（テューリンゲン州）、A・ボッケンブルク（ザクセン・アンハルト州）、A・ガウラント（ブランデンブルク州）の3名であった。2014年にすでにフラウケ・ベトリーの党首への選出後に離党したドイツ産業連盟の元会長のハンス・オラフ・ヘンケルは、民族主義的な思想をもつ「エアフルト決議」の発議者たちを非難した。

したがって、ルッケとヘンケルが離党した後に2016年の基本綱領を作成するうえで主導権を握っていたのは、「フリーゲル」派とそれを支持していた右翼ポピュリズム志向のガウラントの派閥であったとみてよい。基本綱領は14章、190頁から成る大部のものとなっている。綱領の前文には、「ドイツのための勇気」と題して、「われわれは自由主義者であり保守主義者である。われわれはわが国の自由な市民である。われわれは確信のある民主主義者である。」と書かれており、一見して極右的な印象を与えていないものの、内容を厳密に検討すると、明らかに反イスラムと反移民という極右的な立場が明確に打ち出されている。

基本綱領の特徴は、大まかにみると、社会的市場経済と補完性に対する支持と、ユーロとEU統合に対する反対の立場を表明しつつ、第1章の「民主主義と基本的価値」では、スイスを模範とする国民投票制度、大統領の国民投票、第6章「家族と子供」では家族政策、複数の子供をもつ家庭の推奨などを掲げ、さらに第7章の「文化、言語、アイデンティティ」と第9章「移民、統合、難民」ではそれぞれ反イスラムと反移民の立場を明確に提示しているところにある(表-8参照)。

2014年の欧州議会選挙のための綱領との違いは、反移民の立場に関してはより厳しい立場を打ち出し、さらにAfDの極右化の新たな中心的論点として反イスラムの立場を明確に打ち出している点にある。2016年という年は、連邦議会選挙の前年であることから、AfDとしてはこの綱領で、強力的な反移民的な立場を取ることによってヨーロッパ難民危機におけるCDU/CSUの政策に不満を抱いている人々のための選択肢を提供したということになる<sup>30)</sup>。

表-8 AfDの2016年の基本綱領

第1章	民主主義と基本価値
第2章	ヨーロッパとユーロ
第3章	国内の安全保障と司法
第4章	外交・安全保障政策
第5章	労働市場と社会政策
第6章	家族と子供
第7章	文化、言語、アイデンティティ
第8章	学校、大学、研究
第9章	移住、統合、難民
第10章	経済、デジタル世界、消費者保護
第11章	財政と租税
第12章	エネルギー政策
第13章	自然・環境保護、農業と林業
第14章	インフラストラクチャー、住宅、交通

出所：AfDのホームページより筆者作成。

30) Matthias Dilling, Two of the Same Kind? The Rise of the AfD and its Implication for the CDU/CSU,

この綱領の第9章での移民に対するAfDの基本的な立場は、以下の内容である。

「ドイツはその地理的な位置、その歴史、人口、そして入植の点で決して古典的な移民国家ではなく、2015年にわれわれが体験したように大量移住の目的地として存在しているのでもさらさらない。にもかかわらず、ここ数十年間で、人々はドイツに移民している。そのため事実上、ドイツは移民国となっているが、それに応じた法的枠組が存在しない。カナダとオーストラリアはわれわれにとっての模範であり、そこでは移民国家が社会や市場に見合うように移民を規制している。」<sup>31)</sup>

AfDの主張は、ドイツは伝統的な移民国ではないにもかかわらず、実際上は、移民国になっており、したがって「ドイツとヨーロッパの庇護政策と難民政策はそれゆえ継続することができない」ということである。またドイツに継続的に滞在するために非合法にドイツに入国するすべての人間を“難民”(Flüchtling)とすることは不十分な表示であり、誤った政策であるとする。それに対して、「必要なことは、政治的に迫害された者と、入国前に实际的に戦争の危険にさらされた(戦争)難民および非合法の移住者とを区別することである」<sup>32)</sup>とする。

さらに第9章では、ドイツへの難民・移民によって莫大なコストがかかり、社会福祉の受給者数を正規の給付額で増やすには十分でない点を指摘し、それらの資金を根本的に新たに整理することを求めるとしている。これは社会福祉費が増加するために難民・移民の流入を制限するという福祉ショーヴィニズム的な主張となっている。

他方、反イスラムの政策に関しては、AfDは無条件に、信仰の自由、良心の自由、信教の自由を認める一方、「人権とわれわれの価値に制限を加える国家の法律による宗教的行為を求め」とし、「自由民主主義的な基本秩序、われわれの法律、そしてわれわれの文化のユダヤ教的・キリスト教的な基盤に対立するようなイスラム教的な信仰の実践に対して明確に反対する」<sup>33)</sup>としている。そして「イスラム法の法規は、われわれの法秩序と価値とは相容れない」と明言し、以下のように記している。

「イスラム教はドイツに必要な。AfDは絶えず増加する数のイスラム教徒の拡大と存在のなかにわれわれの国家、われわれの社会、われわれの価値秩序にとっての危険性を見出している。わが国の法秩序を尊重せずあるいはそれに戦いを挑み、唯一妥当な宗教として

---

in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 1, 2018, p.87. 以下, Dilling (2018).

31) *Das Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland*, S.115.

32) *Das Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland*, S.117.

33) *Das Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland*, S.95.

の支配権を唱えるイスラム教徒は、われわれの法秩序と文化と両立しない。多くのイスラム教徒は、法を順守し統合されて生活し、受け入れられ、われわれの社会の尊重された成員である。しかし AfD は、イスラム法の審判者を有するイスラム教的な類似社会が形成されます隔絶されることを阻止する必要がある。AfD は、イスラム教徒が暴力的なサラフィー主義とテロルにまで急進化することを阻止するつもりである。」<sup>34)</sup>

また AfD は、イスラム教の組織に公的権利を有する地位を与えることを拒否するとし、イスラム諸国や外国の資金提供によるモスクの建設と運営は禁止されるべきであるとする。さらに公共の場でのブルカとニカブの着用は、文化的な統合と共同生活を困難にするという理由で制限すべきであるとしている。

このように、2016 年の AfD の基本綱領においては、これまでみられなかった反イスラム教の立場が明確に打ち出されている。2015 年の難民危機を契機に、AfD 内部では進展する移民・難民危機、イスラム教、文化的アイデンティティに対する政党の関係をめぐる路線の対立があり、それは特に東部の PEGIDA の反イスラム的・ナショナリズム的な抵抗との関係をめぐるものであった。PEGIDA は、難民・移民、「イスラム化」そして「虚偽のメディア」に対して街頭で抵抗する何千もの東部ドイツの市民を成功裡に動員した。ペトリーと東ドイツの党指導者であるテューリングゲン州の党代表のビョルン・ヘッケは、PEGIDA の支持者の政治的不満と「市民的抵抗運動」に向けて訴えることが重要であると主張していたこともあり<sup>35)</sup>、反イスラム政策に関してはルッケー派の離党後、ヘッケに代表される極右勢力の意向が反映されたとみてよい。

#### (4) AfD の 2017 年連邦議会選挙綱領「ドイツのためのプログラム」

2017 年の連邦議会選挙のための選挙綱領は、全体構成の面では 2016 年の基本綱領を継承した形になっているが（表-9 参照）、連邦議会選挙において反移民・難民と反イスラムを争点の中心に据えようとする意図がみてとれる。また M・デイリングが指摘しているように、AfD は 2017 年の選挙マニフェストにおいてより直接的にネイティヴズ的な立場を打ち出している<sup>36)</sup>。

さて、2016 年の基本綱領との関連で連邦議会選挙綱領において新しく付け加えられた章は、第 5 章の「庇護には国境が必要：移住と庇護」と第 6 章の「自由民主主義的な基本秩序と対立するイスラム教」である。2015 年の難民危機という「贈り物」（ガウラント）を受け取った AfD としては、移民・難民問題や反イスラムという争点を前面に打ち出すことで有権者の支持の拡

34) *Das Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland*, S.96. ドイツのイスラムに関しては、Esra Özyürek, *Being German Becoming Muslim*, Princeton University Press, 2015 を参照。

35) Rensmann (2018), p.46.

36) Dilling (2018), p.89. ネイティヴズムの概念に関しては、星野智「西欧諸国のポピュリズム政党の台頭とその背景」（『中央大学社会科学研究所年報』第 21 号、2017 年）を参照されたい。

表-9 AfD の 2017 年連邦議会選挙綱領「ドイツのためのプログラム」

第 1 章	ドイツにおける民主主義の擁護
第 2 章	ユーロは失敗した：通貨・貨幣・金融政策
第 3 章	外交・安全保障政策：ドイツの利益を貫徹する
第 4 章	国内の安全
第 5 章	庇護には国境が必要：移住と庇護
第 6 章	自由民主主義的な基本秩序と対立するイスラム教
第 7 章	子供に対する歓迎の文化：家族の育成
第 8 章	教育と学校：差異化の勇氣
第 9 章	文化とメディア
第 10 章	税と金融，経済と労働
第 11 章	社会政策
第 12 章	われわれの健康制度は危険に陥っている
第 13 章	科学技術への敵対の終焉：エネルギーと気候
第 14 章	交通路の維持と拡張，住宅建設の強化，地域の開発
第 15 章	環境保護，自然保護，動物保護，消費者保護，農業

出所：AfD のホームページより筆者作成。

大をねらうことをめざしたのはいままでもない。

これまでの政権の移民・難民政策に関しては、第 1 章では以下のように批判的に記している。

「ドイツ国家の原則の継続的な侵害は、CDU/CSU と SPD の難民政策において頂点に達している。国民の代表者たちは、国家におけるすべての重要な決定のための基本法的に保障された議会の留保を行うことができ、その権限を超えて行われる移住についての法違反・憲法違反の決定を情けないことに受け入れている。ドイツ連邦共和国の国民だけが直接民主主義的手段によってこの不法な状態を終焉させることができる。」<sup>37)</sup>

これは 2015 年に 100 万人の移住者を受け入れたことに対して、それが憲法違反であるという点を指摘しているものであり、それについては国民投票によって決めるべきであるという提案が AfD の主張となっている。

第 4 章「国内の安全」では、「外国人犯罪に対する有効な撲滅手段」として、犯罪者の市民権付与を確実に防ぐために、「単にドイツが出生地であることによって国籍を獲得することを阻止すること」、「国籍付与の裁判上の訴えの廃止」、「犯罪による市民権付与の排除の強化」<sup>38)</sup>を掲げ

37) Programm der Alternative für Deutschland Wahlprogramm der Alternative für Deutschland für die Wahl zum Deutschen Bundestag am 24. September 2017, S.28. 以下, Wahlprogramm (2017), S.28.

38) Wahlprogramm (2017), S.23.

ている。

第 5 章の「庇護には国境が必要：移住と庇護」ではまず人口問題に触れて、「ヨーロッパの人口は高齢化し減少する一方，中近東のアフリカ諸国とアラブ・イスラム諸国の人口は急増している」とし、「アフリカではすべての女性は平均して 4.5 名の子供をもっている」のに対して、「ヨーロッパの出生率はそれに対して 1.6，ドイツではわずか 1.4 である」としている。そして以下のように記している。

「このことが意味しているのは，2050 年までにすべてのアラブ諸国も含めてアフリカの人口は今日の 12 億人から 24 億人に増えるということである。現代のヨーロッパで生活している約 5 億 9 千万人の人間は，2050 年までに約 5 億 4 千万人に減少するだろう。そのうちの 3 分の 1 は 60 歳以上である。」<sup>39)</sup>

そして，AfD の目的は、「われわれの国家と民族の自己維持であって，自己破壊ではない。われわれは，われわれのドイツとして認識されうる国を子孫に残したい」<sup>40)</sup>としている。難民問題に関する AfD の立場は，庇護基本権の大量の誤用を基本法改正によって終わらせること，そして同様の理由から，グローバル化した現代の人口爆発と人口移動の傾向によってヨーロッパへの脅威に適応するという目的で時代遅れのジュネーブ難民条約と他の国際協定は新たに交渉されねばならない<sup>41)</sup>という点にある。

第 6 章「自由民主主義的な基本秩序と対立するイスラム教」は，2016 年の基本綱領の反イスラム政策の内容を基本的に継承している。「イスラム教はドイツに必要な」という主張は繰り返されており、「ドイツには 500 万人以上のイスラム教徒が存在し，その数は常に増加し，そのことがドイツの国家，社会，価値秩序にとっての大きな脅威となっている」点を強調している<sup>42)</sup>。

第 7 章「子供に対する歓迎の文化：家族の育成」は，人口減少への対応策としての家族政策であり，「未婚と子供のない状態の劇的な増加と通常の中規模の家庭の消滅のために，毎年ほぼ 25 万人以上の人口が減少することが懸念されており，その傾向は強まっている。AfD は，こうした自己破壊の傾向と戦い，ドイツ社会を根本から家族と子供に友好的な形に作り変えたい」としている。また，「固有の国民 (Staatsvolk) の維持が政治とあらゆる政府の優先的な課題である。これは，今日のドイツの人口論的な状況にあっては積極的な家族政策によってのみ成功

---

39) Wahlprogramm (2017), S.28.

40) Wahlprogramm (2017), S.28.

41) Wahlprogramm (2017), S.29.

42) Wahlprogramm (2017), S.34.



しうる」という政策や、「ドイツは多くの子供をもつ安定したより多くの家族を必要としている」<sup>43)</sup>という政策は、ナチスの時代の家族政策を彷彿とさせるものとなっている。

そしてドイツの文化、アイデンティティ、メディアを扱っている第9章「文化とメディア」では多文化主義に強く反対する立場を提示し、第11章「社会政策」では、移民をドイツにおける福祉国家の後退の主要な原因とする福祉ショーヴィニズム的な視点を提示している。

このように2017年の連邦議会選挙の選挙マニフェストには、移民・難民政策のみならず、反イスラムの立場、そしてイスラム教徒以外のドイツ人の増加をめざす家族政策、多文化主義批判、福祉ショーヴィニズム的な視座が提示されている。その反面、経済問題への焦点化は、相対的に最小限にとどめているといえる。こうしてみると、AfDの綱領が書き換えられるに当たって、政策的な面で極右的な視座が水面上に浮上してくることが明らかである。このことは、すでに触れてきたようにAfD内部の指導権争いという政治力学のなかで起こってきた変遷であり、B・ヘッケの「フリーゲル」派の指導権が大きくなっていることが綱領の変遷のなかにもとることができる。

ヘッケは、2017年1月にザクセン州ドレスデンで開催された党の青年組織である「若きオルタナティブ」の会合で演説し、ホロコースト記念碑を非難し、国家の記念政策を180度転換することを求めた<sup>44)</sup>。ペトリーは、こうした極右化への漂流を回避するためにヘッケを党から排除しようとしていたが、ヘッケが一般党員やガウラントやモイテンのような他の有力な指導者の支持を得ていたこともあって、この試みに失敗した<sup>45)</sup>。したがって、2017年の選挙運動においては、ペトリーは周辺的な立場に置かれ、最終的には排除され離党することになった。

### Ⅲ 極右ポピュリズム政党 (AfD) の急進化と連邦議会への進出の要因

2017年の連邦議会選挙でAfDが初めて議席を獲得することができた要因に関しては、AfDが極右化あるいは急進化を進めることで既成政党との政策的な差異化を図った点が多いことが挙げられる。とりわけ移民・難民問題と福祉ショーヴィニズムの問題は、2009年以降のユーロ危機と2015年の難民危機に直面した有権者の政治的関心の中心を占めていた問題であり、AfDはこれらの問題を選挙戦で積極的に争点化し、支持を拡大していった。

43) Wahlprogramm (2017), S.37.

44) 2017年1月のドレスデンでの演説で、B・ヘッケは、いかに「ドイツの歴史が墮落したように扱われ、嘲笑すべきものとされた」こと、そしてドイツ人が全体的に征服された民族という精神性をもっていることを嘆いた (David Art, *The AfD and the End of Containment in Germany?*, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 2, 2018, p.81). AfDの反ユダヤ主義に関しては、Samuel Salzborn *Antisemitism in the "Alternative for Germany" Party*, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 3, 2018, pp.74-93を参照.

45) Rensmann (2018), p.47.

連邦議会選挙に向けてのAfDの選挙綱領は、2017年4月22・23日のケルンでの党大会で決議されたものであるが、2016年の12月22日にAfDは、連邦議会での選挙運動の準備のための『AfD マニフェスト2017』という戦略的文書を作成していた<sup>46)</sup>。この未公開の文書の上部には「丸秘」(vertraulich)と書かれており、AfDが連邦議会選挙のために作成した内部向けの戦略的文書であった。この文書は、連邦議会選挙戦に臨むに当たって、AfDの対外的な戦略、すなわち選挙戦での戦い方をマニュアル化したものである。その内容は、AfDの目標、本質や性格、得票のためにターゲットとする集団、AfDの強みと弱み、対抗する各政党の限界、戦略の意思伝達、連邦議会における将来的なAfD会派の参加準備から構成されている。

まずAfDの目標として掲げていることは、「2017年12月31日までにドイツにおける持続的な政治勢力としての地位を確立している」こと、「2017年9月にドイツ連邦議会の第3党としての強い会派となっている」こと、「2017年の州議会選挙において、AfDは確実に5%条項を突破する」こと、「2017年12月31日までに少なくとも3万人の党員を有し、政党への国家助成金の資力に頼らない確固たる財政基盤をもつ」ことである<sup>47)</sup>。このなかで少なくとも連邦議会の第3党となったことと、州議会選挙で5%条項を突破したことは、AfDからすれば目標を達成したということになる。

AfDの本質と性格に関しては、対外的にはAfDの政治家は“左翼”でも“右翼”でもなく、理性と専門的な能力に義務を負い、その政策についてAfDはすべての国民の層の人間に呼びかけることを記している。そしてAfDは「ドイツにおける唯一の正真正銘の野党」としての姿をみせ、多くの市民の不满を掴み取り、民主主義的な意思形成の枠組のなかで市民に訴えとしている。この記述は明らかに、AfDを右翼ポピュリズム政党であることを覆い隠すための「隠蔽策」となっている。

次に、AfDが連邦議会選挙で得票のためのターゲットとしている集団は、第1に、「さらなるユーロ救済を拒否するドイツの社会層、既成集団、有権者」で、かれらは、「ユーロが多くの領域でヨーロッパの理念とヨーロッパ人に損害を与えていることを認識し、ヨーロッパの超国家を望んでもおらず、ドイツの利益の優先を求めている」。第2に、「自由主義的保守主義的な価値志向をもつ市民的な有権者」で、かれらは親、業績志向の被雇用者、中産階級、商売人、生徒と学生として、既成政党が無制限の移住、犯罪との闘い、減税、教育崩壊、家族の活用、社会的正義、公共空間の無視、ジェンダー妄想といったテーマにおいて市民を配慮した解決策を見いだせないと思っている人々である。第3に、政治的論議を少ないテーマに限定している抵抗有権者で、政治的論議を限られたテーマに限定することに不满を抱き、既成政党の自己サー

46) AfD-Manifest 2017, Die Strategie der AfD für das Wahljahr 2017, 2016-12-22. <http://www.talk-republik.de/Rechtspopulismus/docs/03/AfD-Strategie-2017.pdf>

47) AfD-Manifest 2017, S. 3.

ビス的なメンタリティに反対している人々である。第4に、「投票しない人々」で、かれらは選挙への参加を根本的に拒否していないが、既成政党には受け入れ可能な提案を期待できないと考えている人々である。最後は、「低所得市民」で、既成政党を信頼できず、グローバル化の「敗者」と感じている人々である。

そしてAfDが設立以来過去3年間において「抵抗政党」として成功を収めてきた中心的な政策領域として挙げているのは、以下の9つの領域である。

- ・移住と難民
- ・ドイツにおけるイスラムの役割
- ・犯罪と国内治安との闘い
- ・EUにおける方向性の誤り
- ・通貨同盟の方向性の誤り
- ・ドイツの利益への関与
- ・ドイツの国民的アイデンティティの配慮
- ・直接民主主義と市民参加
- ・ドイツの政治システムの方向性の誤り

2017年の連邦議会選挙での労働者と失業者の投票行動をみると、前回の2013年の選挙と比較して確かにCDU/CSU, SPD, PDS/Leftの既成政党への支持票がAfDへ流れていると解釈することができる（表-10参照）。2000年と2016年の間、ドイツの被雇用者のなかの労働者階級の割合は37%から19%に減少した。ここ数十年におけるブルーカラーの有権者のかなりの減少に伴い、SPDのような政党は労働者階級よりも上流の社会的にリベラルな有権者に訴えかけな

表-10 労働者と失業者の政党支持率（1998年～2017年の連邦議会選挙）

（単位：％）

	労働者階級／ブルーカラー労働者				失業者			
	CDU/CSU	SPD	PDS/Left	AfD	CDU/CSU	SPD	PDS/Left	AfD
1998	30	48	6	—	23	44	13	—
2002	37	44	4	—	27	41	10	—
2005	32	37	12	—	20	34	25	—
2009	28	24	18	—	22	23	25	—
2013	35	27	12	—	24	26	23	—
2017	25	23	10	21	20	23	11	21

出所：Philip Adorf, A New Blue-Collar Force, The Alternative for Germany and the Working Class, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 4, 2018, p.40.

ければならなかった<sup>48)</sup>。その代わりに、それまでの SPD の有権者の票が AfD へ流れたのである。その点、「近代化の敗者」あるいは「グローバル化の敗者」という低所得層の有権者が、AfD の提示した移民・難民問題、ユーロ危機、それらへのドイツの経済的負担による福祉ショーヴィニズムに共感して AfD へ投票したことが窺える。

さらに AfD の戦略的文書は、AfD にとってのさらなる積極的なテーマが市民的自由の擁護、とりわけ言論の自由、直接民主主義への参加と市民の監視の反対、社会正義の擁護であるとするだけでなく、経済政策と社会政策の領域で 2016 年の基本綱領と 2017 年の連邦議会選挙綱領において L・エアハルトの「万人のための福祉」を伴う社会的市場経済を主張するとしている。また戦略的文書は、AfD が再配分と積極的な国家を志向する左派政党のポピュリズム的な路線に従うことなく、経済活動、業績、自己責任のための市民的空間を残すような強力だが制限された国家をめざすが、このことは既成政党や利益集団による国家の誤った方向性に反対する AfD の批判の論理的な帰結であるとし、直接的な共同決定のための多くの可能性をもたねばならない自己意識的な市民が誤った経済とエリートの解体のための最善の保護力であることをめざすとする。

ここでは自らの極右ポピュリズム的な立場を棚上げにして、左派のポピュリズムを批判するという既成政党との差異化の戦略が明確に打ち出されている。

ところで、F・ルホゼによれば、この AfD の戦略文書で重要なのは、その戦略の中核に置かれている「挑発」(Provokation) という手法である<sup>49)</sup>。AfD は、全く意識的かつ意図的に“不穏当”に行動しなければならないとしている。AfD が政治的に“不穏当”な形で登場するということは、そのことが政治的行動の核心的な内容に高められるということの意味し、この戦略は“他者”の応酬を明確に引き出す。この際、内容的な相違や政策は二次的な問題であり、重要なことは以下のことである。

すなわち、“既成政党が挑発に神経質かつ不公正に反応すればするほど、ますます状況はよくなる。既成政党が AfD に対して挑発的な言葉や行動のために汚名を着せようとすればするほど、そのことは AfD のプロフィールにとっては都合がよくなる。AfD に対して政治的敵対者としての信頼性を与えている人は誰もいない。したがって、その否定的な反応を AfD は意識的に計算しなければならない<sup>50)</sup>。

この戦略的な文書に関して、F・ルホゼは AfD が両極化、スキャンダル化、感情化という 3 つの戦略を利用しているとする<sup>51)</sup>。すなわち、AfD は意図的に“不穏当”に登場する印象を与え

48) Philip Adorf, A New Blue-Collar Force, The Alternative for Germany and the Working Class, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 4, 2018, p.32.

49) Ruhose (2019), S.11.

50) AfD-Manifest 2017, S.11.

51) Ruhose (2019), S.11.

ながら自らの政党と他の政党との差異化を図り（両極化）、既成政党を批判するような反ユーロ政策、反移民・難民政策、反イスラム政策、反多文化主義などを掲げて（スキャンダラス化）、「ネイティブ」なドイツ国民の有権者の潜在的な感情に訴えかけ（感情化）たのである。F・ルホゼによれば、この循環によってAfDは連邦議会選挙以来、確固たる注目とメディアの反響を獲得することに成功を収めたということになる。

このAfDの戦略的な選挙マニフェストあるいは選挙マニュアルが成功したかどうかは、選挙結果から判断すると成功を収めたということも可能であるが、重要な点は、ここに提示されている国民の「善き感情」に訴える手法はポピュリズム的であり、そのうえ国民の一定の層に絞ってそれをコントロールあるいは欺くという手法はナチスが利用した手段と共通しているということである。その意味ではAfDは、「ネオ・ナチ政党」という性格を自ら表明しただけでなく、この戦略的な文書によって自らの極右化志向を示す資料を提供したということもできる。

### おわりに

2015年の難民危機が発生しなかったならば、AfDが連邦議会で5%条項をクリアできなかったのかという問いかけは別にして、AfDが移民の増加や「ネイティブな」ドイツ人の人口減少というドイツの置かれた厳しい現状に国民の眼を向けさせ、国民のなかに醸成されている「不安」と「懸念」の対になった感情に巧みに訴えかけたことが選挙結果につながったという点では、AfDの政治手法はまさに極右ポピュリズム的な技法であった。

そして、その政治手法が功を奏したのは、従来AfDに投票しない国民の大部分にそれらの「不安」と「懸念」が浸透していったという点にある<sup>52)</sup>。国民の「不安」は繁栄の喪失の恐れと関連する社会経済的な状態と結びついているのに対して、「懸念」は文化的な疎外と親しみのある社会秩序及びその拠り所の消滅と結びついている<sup>53)</sup>。両者の感情は、福祉国家における福祉サービス低下への不安と、その自国民の将来的な不安という感情と結びついていたといえる。事実、AfDは、メルケル首相の自由主義的な移民政策による財政負担が社会福祉的な成果を不可避免的に脅かすとしたが、その将来的な不安を直接的に感じているのは、社会階層の劣位に位置する労働者階級および低所得の階層や失業者であろう。一面においては、AfDはこれらの階層に訴えかけることでその利益集約に成功したともいえる<sup>54)</sup>。このことから、AfDが選挙運動で採

52) Korte (2019), S.164.

53) Coalition Politics in Crisis? The German Party System before and after the 2017 Federal Election, Frank Decker and Philipp Adorf, in: *German Politics and Society*, Vol.36, No. 2, 2018, p.13.

54) このことから、AfDは「近代化の敗者」(Modernisierungsverlierer)という視点が示される。「近代化の敗者」という命題に関しては、Holger Lengfeld, Die "Alternative für Deutschland": eine Partei der Modernisierungsverlierer?, in: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Vol.69, SS.209-232を参照。

用した「愛国的な団結」に訴えかける福祉ショーヴィニズム的な視座は有効に作用したといえる。

福祉ショーヴィニズムは、福祉国家の領域で形成される反移民感情の表れの1つである。福祉ショーヴィニズムの主要な規定は、福祉国家のサービスが「自国民」、すなわちエスニック的に定義された共同体に所属し、それに貢献する人々に限定されるべきであるというものである。国民国家はまさに「想像の共同体」であり、共同体の資源（福祉資源）が限定されてサバイバルゲームの状況が形成されると、その境界づけはエスニック的な範囲で行われるということは歴史的にみられたことであり、福祉ショーヴィニズムも基本的にこのような段階的な排除の構造のプロセスということもできる。

ところで、AfDが連邦議会選挙に至る過程で極右化あるいは急進化を推し進めた結果、選挙での成果を得ることができた一方、党内には未だ極右化に抵抗するグループが存在している。連邦議会選挙の後、党内の権力闘争に敗れて離党し新党を結成したF・ペトリーは、元来はルッケと同様にEU政策に批判的な自由主義的な保守派であり、このグループの支持者が党内に残っている。現在、AfDの指導権は、「フリュエゲル」派とガウラントのグループが握っているとみてよいが、今後、反移民、反イスラム、反多文化主義、福祉ショーヴィニズム、反ユダヤ主義という政治イデオロギーが強く全面に出てくると、これまでのAfDを支持してきた自由主義的な保守層の有権者がCDU/CSU支持に回帰する可能性が出てくるし、NPDのような極右政党とのつながりをさらに深めていくと一般の有権者の票を失う可能性も高い。これは従来の極右政党の辿ってきた道筋である。

しかし他方では、他のヨーロッパ諸国のように、移民・難民問題と福祉ショーヴィニズムが大きな争点となり続ければ、AfDが州レベルでの政権に参画する事態も生まれかねない。とりわけ東部ドイツでは、その可能性が存在する。しかし連邦レベルにおいては、これまでの大連合政権を中心とする政権か、“ジャマイカ連合”政権かという2017年の連邦議会選挙後の選択肢がしばらく継続することになるかもしれない。いずれにせよドイツの政党システムは、J・サルトリーのいう「穏健な多党制」から「分極的多党制」へと転換しつつあることは事実である。「分極的多党制」の歴史的事例の1つは、1920年代のワイマール共和国であり、その意味で、ドイツはナチスの時代に向かおうとしているのか。現在のドイツは、これら2つの歴史的方向性の岐路に立っている。